

八潮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 93,655	千円 39,307,484	千円 3,204,964	千円 5,463,547	% 13.9	% 11.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

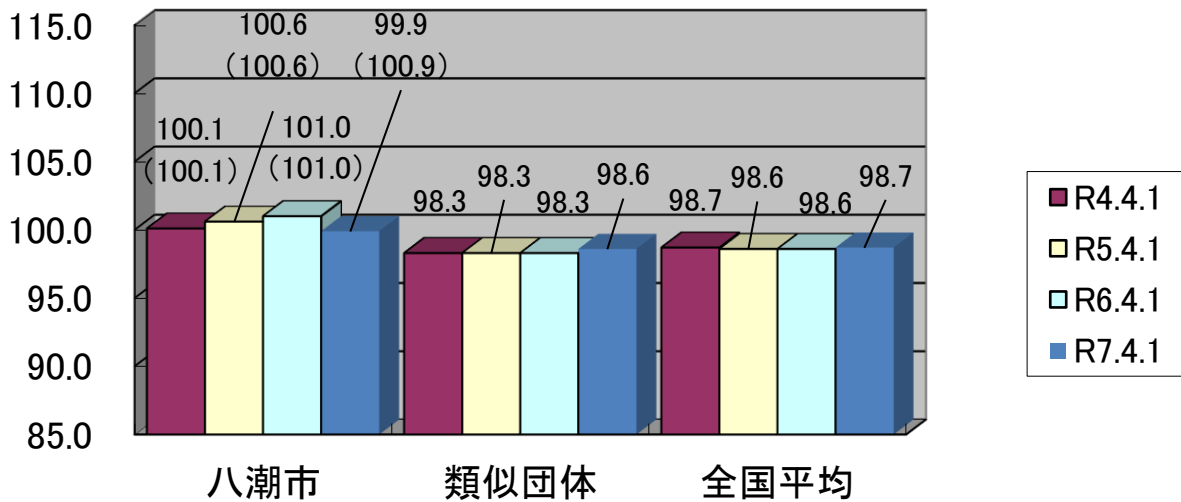
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考) 令和5年 度平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 549	千円 2,052,768	千円 461,630	千円 848,773	千円 3,363,171	千円 6,126	千円 5,073

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(各年度とも4月1日現在)

	ラスパイレス指数
令和3年度	100.0
令和4年度	100.1
令和5年度	100.6
令和6年度	101.0
令和7年度	99.9

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	429,494円	414,480円	15,014円 (3.62%)	3.30%	3.03%	3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	4.65月	4.60月	0.05月	0.05月	4.65月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から5級、7級及び8級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準5％に対し、八潮市においては6％を支給。（令和7年4月1日現在）

（実施時期）国基準では令和7年度より段階的に1％ずつ引き下げ、令和8年度に4％となるが、本市では6％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6％	5％	4％
八潮市の支給割合	6％	6％	6％

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八潮市	39.3歳	313,145円	368,074円	339,899円
埼玉県	41.7歳	327,898円	425,465円	377,657円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.7歳	323,640円	410,439円	373,596円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
八潮市	52.1歳	15人	308,325円	346,671円	336,677円	—	—	—	—
うち清掃職員	61.3歳	2人	335,175円	372,651円	356,921円	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	1.16
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	50.6歳	13人	304,308円	342,785円	333,648円	その他	49.4歳	254,200円	1.35
埼玉県	54.2歳	131人	316,323円	370,015円	351,420円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	52.8歳	15人	324,186円	382,285円	358,506円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八潮市	—	—	—
うち清掃職員	5,854,538円	4,457,900円	1.31
うち用務員	—	—	—
うちその他	5,603,335円	3,419,100円	1.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4～6年の3ヵ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された、期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		八 潮 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	228,735円	220,000円
	高校卒	201,000円	197,203円	188,000円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（令和7年4月1日現在）

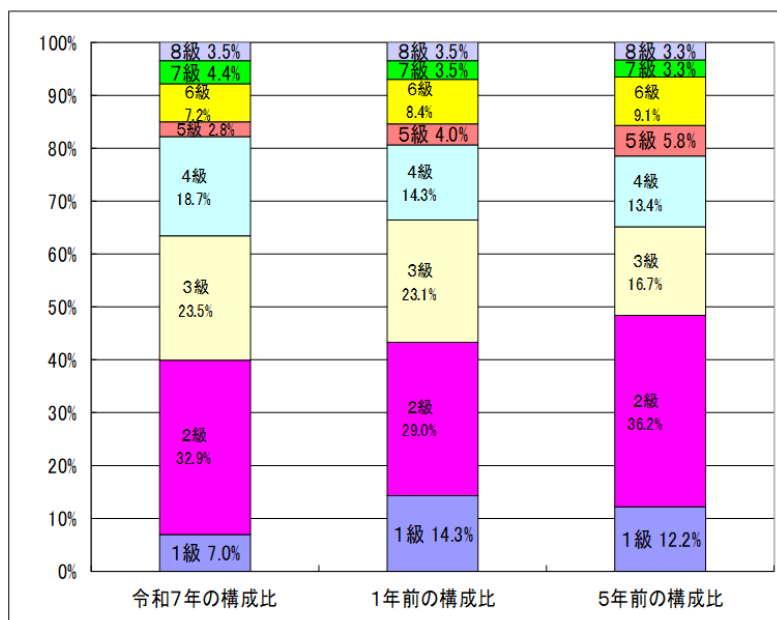
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,495円	—	410,691円	—
	高校卒	—	—	373,900円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

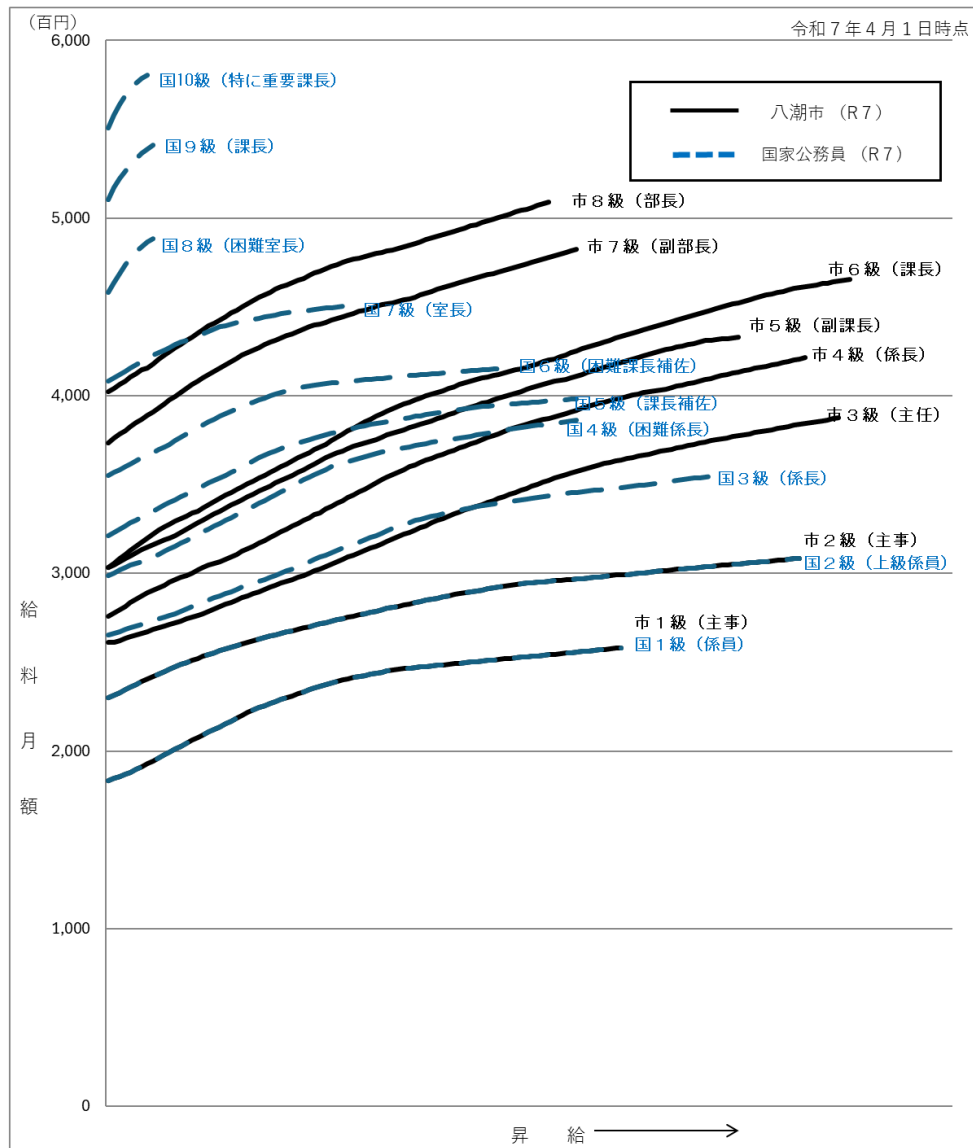
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	30人	7.0%	183,500円	258,100円
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	141人	32.9%	230,000円	308,500円
3級	主任の職務	101人	23.5%	261,100円	387,600円
4級	係長の職務	80人	18.7%	275,800円	421,500円
5級	副課長の職務	12人	2.8%	303,200円	432,800円
6級	課長の職務	31人	7.2%	303,400円	465,400円
7級	副部長の職務	19人	4.4%	373,400円	482,200円
8級	部長の職務	15人	3.5%	402,100円	508,800円

- (注) 1 八潮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 潮 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,566千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,708千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
期末手当	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		
	上位、標準の成績率			
	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）		○	
ロ 人事評価を活用していない			○	
	活用予定時期			令和8年度予定

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

八 潮 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～30%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～45%加算))		
1人当たり平均支給額 2,062千円 21,569千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		129,866千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		202,916円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
八潮市	6%	640人	5%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			125千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）			11,377円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			1.7%
手当の種類（手当数）			3種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	環境リサイクル課職員	土木作業、衛生作業等に従事したとき	日額100円
特殊自動車運転手当	道路治水課職員	特殊作業用自動車の運転に従事したとき	日額200円
作業手当	健康増進課職員	特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者と対面して行う作業に従事したとき	日額1,500円 (長時間にわたる作業の場合には、日額4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	159,224千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	299千円
支給実績（令和5年度決算）	183,903千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	356千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者3,000円 ・子11,500円(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算) ・父母等6,500円 ※8級は配偶者0円・父母3,500円	同じ	—	39,994千円	206,153円
住居手当	・借家の場合28,000円を限度に支給	同じ	—	45,884千円	286,776円
通勤手当	・交通機関(電車等)利用者: 6月定期券相当額 ・交通用具(自動車等)利用者: 距離に応じた額	同じ	—	42,865千円	88,199円
管理職手当	・部長級職員 65,000円 ・副部長級職員 60,000円 ・課長級職員 55,000円 ・副課長級職員 40,000円	異なる	支給額	66,898千円	619,421円
休日勤務手当	・祝日法による休日等および年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全勤務時間に対して、勤務時間1時間につき条例で定める勤務1時間当りの給与額の135/100	同じ	—	2,033千円	24,206円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	724,000円 (905,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,120,000円/510,000円
	副 市 長	697,500円 (775,000円)	934,000円/614,600円
報 酬	議 長	460,000円	757,000円/400,000円
	副 議 長	420,000円	670,000円/326,000円
	議 員	400,000円	606,000円/303,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.35月分 計4.60月分	
	議 長 副 議 員	(令和6年度支給割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.35月分 計4.60月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100×115/100	(1期の手当額) (支給時期) 17,484,600円 任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×21/100×115/100	8,983,800円 任期ごと

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

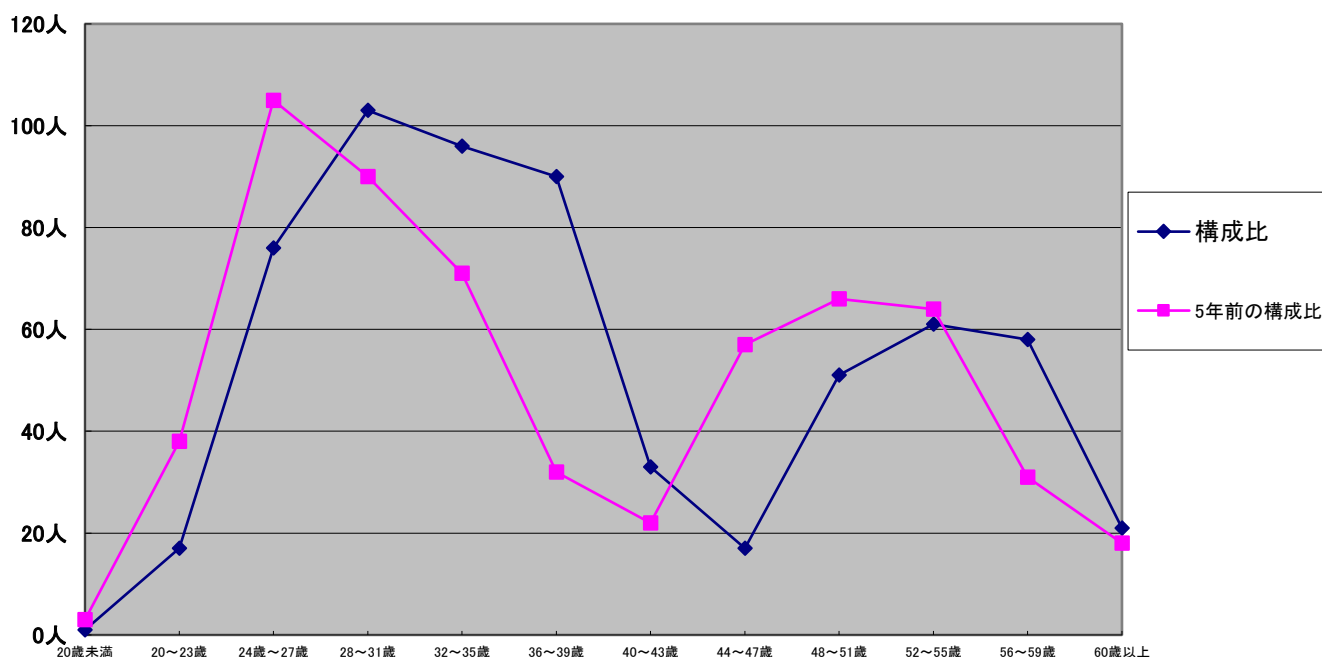
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会	6	6	0	事務の見直し等による増 育休代替任期付職員分
		総務	151	153	2	
		税務	46	45	△1	
		民生	140	140	0	
衛生		44	44	0		
労働		6	4	△2		
農林水産		6	6	0		
商工	8	8	0			
土木	82	81	△1	事務の見直し等による減		
	計	489	487	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.01人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.48人)	
	教育部門	60	58	△2	欠員による減	
	小計	549	545	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.21人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.90人)	
公営 企業 等 部門	水道	24	23	△1	育休代替任期付職員分	
	下水道	15	14	△1	事務の見直し等による減	
	その他	42	42	0		
	小計	81	79	△2		
合計		630	624	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.64人	
		[646]	[646]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	17人	76人	103人	96人	90人	33人	17人	51人	61人	58人	21人	624人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		467	469	473	477	489	487	20（4.3％）
教育		51	54	58	60	60	58	7（13.7％）
消防		0	0	0	0	0	0	0（0％）
普通会計計		518	523	531	537	549	545	27（5.2％）
公営企業等会計計		79	82	84	81	81	79	0（0％）
総合計		597	605	615	618	630	624	27（4.5％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和5年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 1,760,462	千円 253,024	千円 153,235	% 8.7	% 8.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 23	千円 92,653	千円 18,770	千円 41,812	千円 153,235	千円 6,662	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八潮市	44.0歳	371,795円	530,030円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八潮市	団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,718千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.400)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 3~20%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

八 潮 市			団 体 平 均
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	—
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
（定年前早期退職特例措置（2～30%加算））			

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			5,694千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			237,250円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
八潮市	6%	24人	6%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
危険従事手当	高所作業、高電圧作業または危険物取扱作業を行う職員	高所作業、高電圧作業または危険物取扱作業	千円 0	日額100円
事故待機手当	水道管の緊急事故または停水開栓に備え、連絡待機を命ぜられた職員	事故待機、連絡待機	千円 0	1回当たり1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	5,112千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	284千円
支給実績（令和5年度決算）	6,480千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	360千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者3,000円 ・ 子11,500円(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算) ・ 父母等6,500円 ※8級は配偶者0円・父母3,500円 	同じ	—	2,247千円	280,875円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家の場合28,000円を限度に支給 	同じ	—	1,602千円	320,400円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関(電車等)利用者： 6月定期券相当額 ・ 交通用具(自動車等)利用者： 距離に応じた額 	同じ	—	815千円	58,204円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長級職員 65,000円 ・ 副部長級職員 60,000円 ・ 課長級職員 55,000円 ・ 副課長級職員 40,000円 	同じ	—	3,300千円	660,000円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日法による休日等および年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全勤務時間に対して、勤務時間1時間につき条例で定める勤務1時間当りの給与額の135/100 	同じ	—	0千円	0円